

令和7年度 一級建築士・二級建築士・木造建築士定期講習 対面方式用 受講要領（郵送申込用）

登録講習機関

公益財団法人 建築技術教育普及センター

登録年月日：平成20年11月28日 登録番号：第1号

建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という。）を受講することが義務付けられています。

1) 講習案内

(1) 講習の概要

- ① 当センターの建築士定期講習では、下記「講習の時間割」により一級建築士講習、二級建築士講習及び木造建築士講習を合同で実施します。なお、講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。また、講義はDVD又は講師により行います。
- ② DVD講習につきましても、会場でDVDを視聴し、修了考査を受験します。
- ③ 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受験することができません。
- ④ 建築士設計事務所の所属建築士ではない方については、受講義務はございません。
- ⑤ 紙申込書希望の方は、受講希望日の講習を担当する各団体（各都道府県の建築士会または事務所協会）へお問い合わせください。各団体の連絡先については、本要領最終頁に記載しております。

■講習の時間割

項目		内容	時間
受講説明		・講習概要の説明、注意事項の説明	10分
講義		・建築物の建築に関する法令に関する科目	5時間
		・設計及び工事監理に関する科目	
修了考査 (テキスト参照可)	一級建築士	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目 ・40問、正誤方式	1時間
	二級建築士	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物（法第3条に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目 ・35問、正誤方式	
	木造建築士	・木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 ・木造の建築物（法第3条及び第3条の2に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目 ・30問、正誤方式	

(2) 受講手数料（テキスト代、消費税を含む。）

12,980円

- ① 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかった場合を除き、返還しません。
- ② 申込内容の不備などにより受講資格の確認ができない方については、受講手数料を返還します。

(3) 講習地、講習日及び講習開始時間

- ① 希望する講習地及び講習日は、申込書をDLページに掲載しておりますので、ご確認ください。
（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会にお問い合わせいただいても確認できます）
- ② 講習の受付は申込受付順とし、一つの講習に受講希望者が集中した場合又は極端に少ない場合は、希望する講習地及び講習日で受講ができない場合があります。
- ③ 当日の実施時刻は、講習会場により異なりますので、講習を担当する建築士会又は建築士事務所協会（以下「各団体」という。）の受講案内により確認してください。（講義時間及び修了考査時間の変更はありません。）

(4) 修了者の発表

- ① 修了者の発表は、講習実施月の翌月末日の営業日を予定しています。
- ② 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。未修了の方についてもその旨を通知します。
- ③ 当センターホームページに掲載します。修了者の受講番号を記載した修了者一覧表を掲載します。
- ④ 修了考査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度4月末に当センターのホームページに掲載します。

2) 受講申込

(1) 受講資格

一級建築士、二級建築士又は木造建築士

(2) 受講申込書の入手方法

- ・各都道府県の建築士会または建築士事務所協会にお問い合わせください。
※申込書を郵送で依頼した場合、赤レターパック等を事前にご準備していただくことがあります。各都道府県の建築士会または建築士事務所協会にお問い合わせください。
- ・当センターのホームページでもダウンロードが可能です。

(3) 申込みに必要なもの

- ① 受講申込書
- ② 所有している建築士免許証（カード・賞状型どちらでも可）の写し（コピー）
※受講申込書の建築士免許証欄に「登録済」と表記がある方については、「登録済」の建築士免許証は不要となります。
「登録済」以外の建築士免許証を所有している場合は、②が必要となります。
※建築士免許証等を再交付手続き期間中の場合は、申請した建築士会から発行される証明書を提出してください。
- ③ 顔写真1枚 縦4cm×横3cm（無帽・無背景・正面3分身の証明写真・6ヵ月以内に写したもの）

- ⑤ 振替払込請求書兼受領証（受講手数料の領収書）の写し（コピー）
- ⑤ 申込書及び受講用の返信用封筒（詳細は、各団体にご確認ください）
※返信用封筒は、ご自身の宛先を明記し 110 円の切手を貼付していただくようお願いします。

(4) 申込方法

- ① 記入済みの申込書を郵送する際は、紛失等を防ぐ為に「簡易書留」にて各団体（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会）に郵送をお願いします。

(5) 受講手数料の支払い方法

以下の方法で、払込が可能です。※口座番号については、各申込書に記載しております。

- ① 郵便局備え付けの払込票
- ② ATM 払込（郵便局または銀行）
- ③ ネットバンキング
※ネットバンキングを利用した場合、当センターへの振込状況が確認できる明細票を申込書に貼付してください。

(6) 申込に関する注意事項

- ① 申込書は、希望する講習日の締切日までに到着するよう、各団体（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会）へ郵送をお願いします。※期日については、本要領最終頁をご確認のうえお問い合わせください。
- ③ 申込内容に不備があるものや、必要書類の揃っていないものは受付できません。
- ④ 提出された書類（建築士免許証等の写し等）については、原則返還しません。
- ⑤ 車椅子を利用される方や介護などの措置が必要な方は、事前に各団体（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会）へ申出てください。障がいの程度、会場の都合により希望する措置が受けられない場合がありますのでご注意ください。

■複数の建築士免許を有する方への案内

複数（一級、二級又は木造）の建築士免許を有する方は、その複数の建築士免許証等の写しを提出することによって、当該複数の建築士定期講習の申込みを行ったものとして扱います。この結果、この一回の建築士定期講習を受講することによって、修了と判定された複数の建築士定期講習について、建築士定期講習修了証が交付され、受講履歴はそれぞれの建築士名簿に登録されます。＊複数の建築士免許を有している一級又は二級建築士の方で、他の建築士免許証（二級・木造）等の提出がない場合、未提出分については、当該等級の建築士名簿に受講履歴の登録がされない場合があるので、ご注意ください。

※複数の建築士免許証等を提出された場合であっても、受講手数料は 12,980 円（テキスト代、消費税を含む。）となります。

(7) 受講票

各団体（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会）から送付・返送いたします。届かない場合は、お問い合わせください。

3) 受講申込後の変更等

- (1) 申込内容に変更がある場合は、各団体（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会）にお問い合わせください。
- (2) 講習日の変更について
各団体（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会）にお問い合わせください。
- (3) 受講票の再発行
受講票を紛失した場合、講習会場で係員に顔写真付身分証明書（運転免許証等）を呈示して、その旨を伝えてください。受講票を再発行します。

4) 受講時における注意事項等

(1) 必ず携行するもの

受講票、筆記用具（HB の黒鉛筆/シャープペン・消しゴム）、身分証明書（原則として顔写真付きのもの）

(2) テキスト

テキストは講習日に会場で配付します。修了考査時も参照可能です。
※令和 6 年度より国土交通省編集別冊テキスト（紙製）の配布はなくなりました。

(3) 在席の確認

講義及び修了考査の時間中に在席しているか否か確認します。離席が一定時間を超える場合、欠席扱いとなります。

(4) 無線通信機器

講義及び修了考査中に携帯電話等の無線通信機器を使用することは禁止されています。電源を切りカバン等にしまってください。なお、修了考査時に携帯電話等の無線通信機器を使用した場合、不正行為とみなされますので、ご注意ください。

(5) 講習会場における飲食及び喫煙

飲食及び喫煙については、講習会場での案内や係員の指示に従ってください。

(6) 講習内容の録音・撮影

講習内容の録音及びビデオ撮影は禁止されています。

(7) 講習会場へのアクセス

講習会場及びその周辺への自家用車等の駐車はできませんので、ご注意ください。電車やバス等の公共交通機関を利用してください。違法駐車で警察または講習会場等の管理係等から撤去要請がある場合、講義時間または修了考査時間中に関わらず退室の上、当該車両を撤去するよう対応を依頼します。※詳細は、受講希望日の講習を実施する各団体の受講案内等で確認してください。

(8) C P D実績の登録

「建築士定期講習」は、建築 C P D 情報提供制度の対象講習として認定されています。建築 C P D 情報提供制度、各建築士会 C P D 制度、J I A C P D 制度、建築設備士関係団体 C P D 協議会、建築施工管理 C P D 制度、A P E C エンジニア、A P E C アーキテクトの参加者は受講することにより、C P D 実績として自動的に登録されます。なお、自動的に登録されることを希望しない場合、当センターにご連絡ください。

7) 個人情報の取扱い

- ・建築士定期講習を修了した場合、入力された受講申込み情報は国土交通大臣に提供され、修了情報が建築士名簿に登録されます。
- ・入力された受講申込情報は受講票の発行等建築士定期講習を円滑に実施するために利用します。また、当財団のデータベースに登録し、過去受講情報の照会、建築士定期講習の情報提供等に利用します。
- ・個人情報の取り扱いについての詳細は、当財団の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」をご覧ください。
(https://www.jaeic.or.jp/other_info/jaeic-privacypolicy.html)

■受講申込書の受付場所・問合せ先

下記よりご希望の講習を担当する各団体の所在地をご確認いただきお申込みください。

また、受講申込書の配布、申込方法、受付状況及び講習会場の案内等については、講習を担当する下記の各団体へお問い合わせください。

■都道府県建築士会

受講申込書配布・受付場所	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
(一社) 北海道建築士会	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11	大五ビル 6F
(一社) 青森県建築士会	030-0803	青森市安方 2-9-13	青森県建設会館 1F
(一社) 岩手県建築士会	020-0887	盛岡市上ノ橋町 1-50	岩織ビル内
(一社) 宮城県建築士会	983-0862	仙台市宮城野区二十人町 301 番地 3	宮城県建設業国健康保険組合会館 5F
(一社) 秋田県建築士会	010-0001	秋田市中通 2-3-8	アトリオン 5F
(一社) 山形県建築士会	990-0825	山形市城北町 1-12-26	山形建築会館 3F
(一社) 福島県建築士会	960-8043	福島市中町 4-20	みんゆうビル 3F
(一社) 茨城県建築士会	310-0852	水戸市笠原町 978-30	建築会館 2F
(一社) 栃木県建築士会	321-0933	宇都宮市築瀬町 1958-1	栃木県建設産業会館 1F
(一社) 群馬県建築士会	371-0846	前橋市元総社町 2-5-3	群馬建設会館 3F
(一社) 埼玉県建築士会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	埼玉建産連会館 5F
(一社) 千葉県建築士会	260-0013	千葉市中央区中央 4-8-5	建築会館 4F
(一社) 東京都建築士会	103-0006	中央区日本橋富沢町 11-1	富沢町 111 ビル 5F
(一社) 神奈川県建築士会	231-0011	横浜市中区太田町 2-22	神奈川県建設会館 5F
(一社) 山梨県建築士会	400-0031	甲府市丸の内 1-14-19	山梨県建設業協同組合会館 1F
(一社) 長野県建築士会	380-0872	長野市大字南長野字宮東 426-1	長野県建築士会館 2F
(一社) 新潟県建築士会	950-0965	新潟市中央区新光町 15-2	新潟県公社総合ビル 3F
(一社) 富山県建築士会	930-0094	富山市安住町 7-1	富山県建築設計会館 2F
(一社) 石川県建築士会	921-8036	金沢市弥生 2-1-23	石川県建設総合センター
(一社) 福井県建築士会	910-0854	福井市御幸 3-10-15	福井県建設会館 2F
(一社) 岐阜県建築士会	500-8384	岐阜市森田南 5-14-12	岐阜県シンクタンク庁舎 4F
(一社) 静岡県建築士会	420-0033	静岡市葵区昭和町 9-5	第 2 大石ビル 7F
(一社) 愛知県建築士会	460-0008	名古屋市中区栄 2-10-19	名古屋商工会議所ビル 9F
(一社) 三重県建築士会	514-0003	津市桜橋 2-177-2	三重県建設産業会館 3F
(一社) 滋賀県建築士会	520-0801	大津市におの浜 1-1-18	滋賀県建設会館 3F
(一社) 京都府建築士会	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町 641	京都建設会館別館 2F
(一社) 大阪府建築士会	540-0012	大阪市中央区谷町 3-1-17	高田屋大手前ビル 5F
(一社) 兵庫県建築士会	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-6-11	エクセル山手 2F
(一社) 奈良県建築士会	630-8115	奈良市大宮町 2-5-7	奈良県建築士会館
(一社) 和歌山県建築士会	640-8045	和歌山市ト半町 38	和歌山県建築士会館
(一社) 鳥取県建築士会	680-0873	鳥取市釣場 2-86-1	タウンアローズ 86
(一社) 島根県建築士会	690-0886	松江市母衣町 175-8	建築会館 1F
(一社) 岡山県建築士会	700-0824	岡山市北区山下 1-3-19	建築会館 4F
(一社) 広島県建築士会	730-0052	広島市中区千田町 3-7-47	広島県情報プラザ 5F
(一社) 山口県建築士会	753-0072	山口市大手町 3-8	山口県建築士会館 2F
(一社) 徳島県建築士会	770-0931	徳島市富田浜 2-10	建設センター 5F
(一社) 香川県建築士会	760-0018	高松市天神前 6-34	村瀬ビル 2F
(一社) 愛媛県建築士会	790-0002	松山市二番町 4-1-5	建築士会館 2F
(一社) 高知県建築士会	780-0870	高知市本町 4-2-15	高知県建設会館 3F
(一社) 福岡県建築士会	812-0013	福岡市博多区博多駅東 3-14-18	福岡建設会館 6F
(一社) 佐賀県建築士会	840-0041	佐賀市城内 2-2-37	佐賀県建設会館
(一社) 長崎県建築士会	850-0036	長崎市五島町 5-34	トーカンマンション 713 号
(一社) 熊本県建築士会	862-0954	熊本市中央区神水 1-3-7	熊本県建築士会館 2F
(一社) 大分県建築士会	870-0045	大分市城崎町 1-3-31	AIG 大分ビル 3F
(一社) 宮崎県建築士会	880-0802	宮崎市別府町 2-12	宮崎建友会館 3F
(一社) 鹿児島県建築士会	892-0838	鹿児島市新屋敷町 16-301	県住宅供給公社 326 号室
(一社) 沖縄県建築士会	901-2101	浦添市西原 1-4-26	沖縄建築会館内

■都道府県建築士事務所協会

(一社) 北海道建築士事務所協会	060-0806	札幌市北区北 6 条西 6-2	設計会館 9F	011 (788) 7650
(一社) 青森県建築士事務所協会	030-0803	青森市安方 2-9-13	青森県建設会館 5F	017 (773) 1596
(一社) 岩手県建築士事務所協会	020-0016	盛岡市名須川町 18-16	建築会館	019 (651) 0781
(一社) 宮城県建築士事務所協会	980-0011	仙台市青葉区上杉 2-2-40	宮城県建築設計会館	022 (223) 7330
(一社) 秋田県建築士事務所協会	010-0951	秋田市山王 3-1-7	東カンビル 6F	018 (865) 1225
(一社) 山形県建築士事務所協会	990-0023	山形市松波 4-1-15	山形県自治会館 3F	023 (615) 4739
(一社) 福島県建築士事務所協会	960-8061	福島市五月町 4-25	福島県建設センター 5F	024 (521) 4033
(一社) 茨城県建築士事務所協会	310-0852	水戸市笠原町 978-30	建築会館 2F	029 (305) 7771
(一社) 栃木県建築士事務所協会	320-0032	宇都宮市昭和 2-5-26		028 (621) 3954
(一社) 群馬県建築士事務所協会	371-0846	前橋市元総社町 2-23-7		027 (255) 1333
(一社) 埼玉県建築士事務所協会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	埼玉建産連会館 5F	048 (864) 9313
(一社) 千葉県建築士事務所協会	260-0012	千葉市中央区本町 2-1-16	千葉本町第一生命ビル 2F	043 (224) 1640
(一社) 東京都建築士事務所協会	160-0022	新宿区新宿 5-17-17	渡菱ビル 3F	03 (3203) 2601
(一社) 神奈川県建築士事務所協会	231-0032	横浜市中区不老町 3-12	加瀬ビル 201 2F	045 (228) 0755
(一社) 山梨県建築士事務所協会	400-0031	甲府市丸の内 1-14-19	山梨県建設業協同組合会館 2F	055 (225) 1251
(一社) 長野県建築士事務所協会	380-0936	長野市岡田町 124-1	長水建設会館 2F	026 (225) 9277
(一社) 新潟県建築士事務所協会	951-8131	新潟市中央区白山浦 1-614	白山ビル 6F	025 (265) 4748
(一社) 富山県建築士事務所協会	930-0094	富山市安住町 7-1	富山県建築設計会館 2F	076 (442) 1135
(一社) 石川県建築士事務所協会	921-8036	金沢市弥生 2-1-23	石川県建設総合センター 5F	076 (244) 5152
(一社) 福井県建築士事務所協会	910-0859	福井市日之出 5-4-7	福井県建築会館 3F	0776 (54) 1552
(一社) 静岡県建築士事務所協会	420-0853	静岡市葵区追手町 2-12	静岡安藤ハザマビル 7F	054 (255) 8931
(一社) 愛知県建築士事務所協会	460-0003	名古屋市中区錦 1-18-24	いちご伏見ビル 5F	052 (201) 0500
(一社) 三重県建築士事務所協会	514-0037	津市東古河町 8-17	システックビル 4F	059 (226) 4416
(一社) 滋賀県建築士事務所協会	520-0801	大津市におの浜 1-1-18	建設会館 3F	077 (526) 4476
(一社) 京都府建築士事務所協会	603-8163	京都市北区小山南大野町 1	紫明会館 1F	075 (334) 5277
(一社) 大阪府建築士事務所協会	540-0011	大阪市中央区農人橋 2-1-10	大阪建築会館 2F	06 (6946) 7065
(一社) 兵庫県建築士事務所協会	650-0011	神戸市中央区下山手通 5-9-18	古河ビル 4F	078 (351) 6779
(一社) 奈良県建築士事務所協会	630-8115	奈良市大宮町 2-5-7	奈良県建築士会館	0742 (34) 8850
(一社) 和歌山県建築士事務所協会	640-8045	和歌山市ト半町 38	建築士会館 3F	073 (432) 6539
(一社) 鳥取県建築士事務所協会	680-0022	鳥取市西町 2-102	西町フロインドビル	0857 (23) 1728
(一社) 島根県建築士事務所協会	690-0886	松江市母衣町 175-8	建築会館 1F	0852 (23) 2582
(一社) 岡山県建築士事務所協会	700-0824	岡山市北区内山下 1-3-19	建築会館 3F	086 (231) 3479
(一社) 広島県建築士事務所協会	730-0013	広島市中区八丁堀 5-23	オガワビル 2F	082 (221) 0600
(一社) 山口県建築士事務所協会	753-0072	山口市大手町 3-8	山口県建築士会館内	083 (925) 6701
(一社) 徳島県建築士事務所協会	770-0847	徳島市幸町 3-55	自治会館 2F	088 (652) 5862
(一社) 香川県建築士事務所協会	760-0018	高松市天神前 5-18	ルモンド田中ビル 3F	087 (812) 3201
(一社) 愛媛県建築士事務所協会	790-0002	松山市二番町 4-1-5	愛媛県建築士会館 3F	089 (945) 5200
(一社) 高知県建築士事務所協会	780-0870	高知市本町 4-2-15	高知県建設会館 3F	088 (825) 1231
(一社) 福岡県建築士事務所協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東 3-14-18	福岡建設会館 5F	092 (473) 7673
(一社) 佐賀県建築士事務所協会	840-0041	佐賀市城内 2-2-37	建設会館内	0952 (22) 3541
(一社) 長崎県建築士事務所協会	850-0874	長崎市島の町 3-33	長崎県建設総合会館 4F	095 (826) 7010
(一社) 熊本県建築士事務所協会	862-0976	熊本市中央区九品寺 4-8-17	熊本県建設会館別館 2F	096 (371) 2433
(一社) 大分県建築士事務所協会	870-0016	大分市新川町 2-4-48		097 (537) 7600
(一社) 宮崎県建築士事務所協会	880-0805	宮崎市橋通東 2-9-19	宮崎県建設会館 4F	0985 (29) 1188
(一社) 鹿児島県建築士事務所協会	890-0055	鹿児島市上荒田町 29-33	鹿児島建築設計会館	099 (251) 9887
(一社) 沖縄県建築士事務所協会	901-2101	浦添市西原 1-4-26	沖縄建築会館	098 (879) 1311

問合せ先

問 合 せ 先	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
(公財) 建築技術教育普及センター本部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6	紀尾井町パークビル
(公社) 日本建築士会連合会	108-0014	東京都港区芝 5-26-20	建築会館 5F
(一社) 日本建築士事務所協会連合会	104-0032	東京都中央区八丁堀 2-21-6	八丁堀 NF ビル 6F